

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

国立大学法人滋賀医科大学は、仕事と子育て、家庭生活の調和により、誰もが生き生きと働ける職場環境作りを目指すため、次のように行動計画を定める。

1 計画期間 2024年4月1日から2029年3月31日までの5年間

2 内容

目標1：計画期間内に、男性教職員の育児休業取得率を50%以上とする。

<対策>

- ・ 毎年4月 取得状況の確認
- ・ 毎年10月 育児休業に関する研修を実施
- ・ 令和6年10月～ 制度をわかりやすく解説したパンフレットを作成
- ・ 令和6年10月～ 男性が取得可能な育児関連の制度の周知に努め、活用の促進を図る。

目標2：継続的に教職員の意識を啓発することにより、職場環境の向上を目指す。

<対策>

- ・ 令和6年4月～ 職場環境向上に向けた研修及び講演会を継続的に実施することで、教職員の意識を啓発し、職場環境の向上に繋げる。
- ・ 令和6年4月～ 4年毎に実施している全教職員を対象とした「男女共同参画推進のための意識調査」の実施時期の見直しを検討し、適切な時期に調査を行う。

目標3：不妊治療を受ける教職員に配慮した措置を実施する。

<対策>

- ・ 令和6年4月～ 不妊治療のための休暇制度の導入を検討する。
- ・ 令和7年4月～ 不妊治療と仕事との両立に関する方針を教職員へ周知する。